

令和7年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R7.5.21	R7.6.3	請求人が令和6年9月4日付で極悪違法懲戒免職処分を受けて不当に退職させられた事案で、会計管理局総務課職員らが当該「退職」に伴う健康保険の切り替え手続きの案内等を適切に行わず、請求人が高額な健康保険料の支払いを強いられているトラブルについて、請求人が会計管理局の対応の問題点を指摘して社会的合理性のある説明を求めているにもかかわらず、これを無視して揉み消しを図っている同局管理職・課長代理らの極悪職権濫用パワハラ行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）					1											本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理部総務課

2	R7. 5. 27	R7. 6. 4	<p>会計管理局管理職らによる捏造非違行為を理由として請求人が令和6年9月4日付で極悪違法懲戒免職処分を科された事案で、当該「退職」に伴う健康保険の切り替え手続きの不適切な案内対応によって発生したトラブル等に係る請求人の説明要求に対して、不誠実極まりない対応を繰り返し、「訴訟対応で忙しいのだから無駄な時間をとらせるな」という請求人の抗議に対して「それは請求人の勝手だろう」等の思い上がった暴言を連発した会計管理局総務課職員の極悪職務怠慢パワハラ行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
---	-----------	----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4	R7. 6. 11	R7. 6. 20	<p>会計管理局管理職らによる捏造非違行為を理由として請求人が令和6年9月4日付で極悪違法懲戒免職処分を科された事案で、「退職」に伴う共済組合健康保険の継続加入手続きに係る不適切な案内により請求人が国民健康保険に加入せざるを得なくなったトラブル事案について、当該不適切な案内に関する請求人の説明要求に対してピント外れの回答を繰り返し、自身の勤務時間を無駄に進行させることにより不当に給料を得ている会計管理局総務課職員等の極悪規律違反行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）</p>	1	<p>本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。</p> <p>また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。</p>	<p>会計管理局管理部総務課</p>
---	-----------	-----------	--	---	---	--------------------

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。